

大館市農業委員会総会議事録

令和5年11月13日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和5年11月13日（月）午前1時30分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	高坂 千悦	8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂
2番	渡邊 久雄	9番	斎藤 重春	16番	阿部 重信
3番	岩澤 トシ子	10番	石山 元一	17番	畠山 繁司
4番	富樫 俊昌	11番	小畑 美恵子	18番	藤盛 久登
5番	伊藤 昇	12番	嶋田 久美子	19番	小畑 純市
6番	菅原 一成	13番	藤原 信雄		
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美		
3. 欠席委員の氏名（名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	10番	石山 元一		11番	小畑 美恵子
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 19 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 20 号	農用地利用集積等促進計画(第 3 号)の認可について
報告第 21 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
議案第 56 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 57 号	農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 10 番 石山 元一 委員、議席番号 11 番 小畑 美恵子 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 業務報告、その他報告事項等について説明。

- ・業務報告 10 月総会から 11 月総会までについて
- ・報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

- ・報告第 20 号 農用地利用集積等促進計画(第 3 号)の認可について
- ・報告第 21 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

18 番(藤盛 久登 委員)

報告第 21 号の施工期間ですが、令和 5 年 10 月 18 日から 10 月 31 日とあるが、もう終わっているということか。

事務局

認定電気通信事業者より中継施設の設置について事前の事業計画書の提出があり、内容を精査しましたが、農業上の土地利用に支障が無いと判断しました。よって、工事は終わっております。

1 番(高坂 千悦 委員)

18 条解約の 4 ページのNo.183 で地目錯誤とはどういうことか。

事務局

契約時に田として契約したが、土地の場所を誤っていたことに気が付き、現況が山林となっているために解約するものです。

議長

暫時休憩します。

議長

休憩前に戻り再開いたします。

議長

他に何かありますか。

議長

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請

に対する処分についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長 11 ページをお開き願います。

議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 5 年 11 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

12 ページをお開き願います。

内訳は、12 ページから 13 ページの No.47 から 50 の 4 件で、地目は田が 180 m²、畑で 965 m²、面積合計は 1,145 m²であります。

譲受の事由は、No.47、48 は「新規就農」、No.49 は「経営拡張」、No.50 は「市有地の譲受」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 6 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 56 号 No.47 から 50 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 56 号 No.47 から 50 までについて、原案のどおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

14 ページをお開き願います。

議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求める。

令和 5 年 11 月 13 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 15 ページの No.7 の 1 件で、地目は畑で 1,350 m²です。

No.7 の転用の目的は、コンビニエンスストア開設に伴う駐車場敷地を造成するものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、秋田地方法務局大館支局から東へ約 720m に位置する第 2 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のカの (ア) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.7 の位置図及び配置図は 16, 17 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.7 の現地調査の結果を議席番号 7 番の小林 大樹 委員よりご報告願います。

7 番(小林 大樹 委員)

7 番の 小林 大樹 です。

議案第 57 号について、去る 11 月 6 日に 斎藤 重春 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請人は、コンビニエンスストアを出店するための駐車スペースを確保するため、隣接地の農地を利用したく本申請に至ったものです。

申請地は 16 ページの位置図になります。この場所は、秋田地方法務局大館支局から東に約 720m 離れた場所になります。国道 103 号大館南バイパスの餌釣ランプ橋から市道 柄沢餌釣線を北に約 250m 進んだ左側の農地で、現在は休耕地として管理されていました。

17 ページの配置図をご覧ください。転用に当たっては、55 c m 盛土をして、東側は市道 柄沢餌釣線のグリーンベルト(緑地帯)の高さにあわせ、南側は市道 狐台線の高さに合わせ造成します。西側の道に接したところは整地等を行わない計画となっております。北側は法定外公共用財産の側溝を可変側溝に入れ替え、それを守るため両側に L 型擁壁を設置し、駐車場と同一の高さにして土砂流出を防ぐ計画です。

なお、グリーンベルト側の出入りと法定外公共用財産の工事については市土木課に許可申請中であることを申し添えます。

雨水排水は既設道路側溝で処理するほか、当該地の中央部に砕石敷の雨水浸透スペースを設けて自然流下とします。

汚水や雑排水は公共下水道へ放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、小林 大樹 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 57 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

16 番(阿部 重信 委員)

グリーンベルトとは何か。

事務局

グリーンベルトとは市道敷地の残地部分のことです。駐車場から市道ま

でを繋ぐために市道管理者の土木課へ占用申請を提出しております。

議長

他にありますか。

議長

他にないようですので、議案第 57 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について報告。

これをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 15 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 11 月 13 日

議 長

議事録署名委員 10 番

議事録署名委員 11 番

農地法第3条調査書

議案第56号 No.47	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市東台七丁目・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市字長木川南・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住 所	氏 名
	大館市東台六丁目・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は過去に農業の経験があり、農作業に従事する本人の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、譲受(借)人の要望により譲渡することになった。譲受人は家庭菜園をする目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月31日、伊藤 昇 農業委員と佐藤 謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第56号 No.48	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市東台七丁目・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市字長木川南・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住 所	氏 名
	大館市東台七丁目・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は過去に農業の経験があり、農作業に従事する本人の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、譲受(借)人の要望により譲渡することになった。譲受人は家庭菜園をする目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月31日、伊藤 昇 農業委員と佐藤 謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第56号 No.49	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市川口字長里・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		千葉県大網白里みどりが丘2丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字代野・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月31日、伊藤 昇 農業委員と佐藤 謙一 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第56号 No.50	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市岩瀬字羽貫谷地中島・・・ 外・筆	
申請者	譲渡（貸）人	住所 大館市字中城・・・
		氏名 〇〇 〇〇
	譲受（借）人	住所 大館市岩瀬字羽貫谷地・・・
		氏名 △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲受(借)人が自己所有地として耕作を行ってきたが、譲渡(貸)人の土地であることが判明したことから、譲渡(貸)人から権利を取得し、今後も営農に資する計画である。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、11月1日、石山 元一 農業委員と佐々木 浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない